

## 1. 供給量の状況について

新制度開始後の園数・定員数の拡大状況

各年4月1日

## ○ 2・3号認定子ども

	H 2 7	H 2 9	拡大量
保育所	2 4 9園 2 3, 5 8 3人	2 6 0園 2 3, 6 5 8人	1 1園 7 5人
認定こども園 (2・3号)	2 3園 1, 6 1 5人	4 9園 3, 3 8 3人	2 6園 1, 7 6 8人
地域型保育事業	5 8園 7 2 4人	8 8園 1, 2 8 4人	3 0園 5 6 0人
合計	3 3 0園 2 5, 9 2 2人	3 9 7園 2 8, 3 2 5人	6 7園 2, 4 0 3人

## ○ 1号認定子ども

	H 2 7	H 2 9	拡大量
認定こども園 (1号)	2 3園 2, 8 7 2人	4 9園 6, 2 8 1人	2 6園 3, 4 0 9人
幼稚園	1 2 5園 2 3, 9 0 3人	1 0 7園 2 0, 0 8 0人	▲ 1 8園 ▲ 3, 8 2 3人
合計	1 4 8園 2 6, 7 7 5人	1 5 6園 2 6, 3 6 1人	8園 ▲ 4 1 4人

## 2. 企業主導型保育事業の状況について

---

- 事業主拠出金を財源として、企業が設置する事業所内保育所に対して国が設置・運営費を助成する。
- 事業者は、認可施設・事業並みの設備・運営基準に基づき事業を行うことが要件となっており、企業の従業員のほか従業員以外の地域の子ども（地域枠）も受け入れることが可能となっている。
- 平成 28 年度に国が創設。市町村の事業計画とは別に、国（児童育成協会）が助成対象事業者を決定している。
- 平成 29 年度末までに全国で最大 5 万人分の整備を目標としており、これまでに札幌市内では約 30 事業者（約 800 人分）の助成が決定している。
- 国は、本事業における地域枠（定員の最大 50%）を計画の供給量に含めることを認める方針となっている。

### 3. 幼稚園一時預かり事業の状況について

---

- 幼稚園における一時預かり事業(幼稚園型)は、主に在園する児童を対象に教育時間を超えた預かりを行う。
- 札幌市における実施基準(本則)は、次のとおりとしている。
  - ①開所時間：正規の教育時間を含む10時間以上
  - ②休園日：保育所の休園日のほか、設置者が定める最大5日間及び長期休業中に研修を行う場合等の最大5日間
  - ③定員：1日当たり30人以上
- 札幌市における平成29年度の実施園は113園、定員は3,252人となっている。
- 国は、預かり保育の充実(長時間化・通年化)等により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号の供給量に含めることを認める方針となっている。